

# 「外国為替及び外国貿易法（外為法）の改正に対する意見書」について

政策業務第一グループ 政策業務第二グループ

外国人投資家の問題のない日本への投資（株式購入等）の一層の促進と国の安全等を損なう恐れのある投資への適切な対応を目的として、2019年11月22日、外国為替及び外国貿易法（外為法）改正案が参議院を通過、成立した。本改正案では規制対象となる対内直接投資の範囲拡大や届出免除制度の見直し、また、届出免除制度の対象企業のリスト化等も検討されている。このような動きに対して、日本の産業界からも日本企業の外国人保有割合が50%を越し日本企業が外国投資家となった場合の管理コストの負担増、国内投資の遅延等や、リスト化で、届出免除対象外の企業となった場合外国人投資家から株式購入を控えられ株価へ影響するのではないかなど、懸念の声も聞かれる。

こうした状況を踏まえ、商社業界として意見提出を行うことが重要であるとの観点から、財務委員会、安全保障貿易管理委員会の両委員会にて協議の上、両委員会連名により意見書「外国為替及び外国貿易法（外為法）の改正に対する要望について」をとりまとめ、施行に向けた政省令が策定される前、2020年2月28日に、財務省へ提出した。日本企業が外国人投資家に50%以上の株式を保有され外国人投資家となった場合を想定して、居住者「外国投資家」に対する事前届出および事後報告を要しない範囲の拡大、事前届出免除の対象外となる業種の特定期・銘柄のリスト化については、対象となる企業が不利益を被らないように事前に意見交換の場の設定などの配慮等を要望した。

居住者「外国投資家」に関する手続きを要しない範囲の拡大については、要望趣旨は理解いただいたが、現状の外国投資家の定義がある中で、全く新しい一定の基準に置き換える等制度上の対応を行うことは難しそうである。既存枠組みの中で柔軟に迅速な審査を行う、事前届出・事後報告の事務負担軽減を図る措置など運用面での配慮を求めるなどの対応を検討していくことが必要であると考えられる。

リスト化については、企業名とコード名、3類型（①事前届出を要しない会社、②事前届出の免除が可能な会社、③事前届出免除の対象から除かれる会社）のどれに当たるのみが上場企業約3,000社について書かれるといったものになりそうである。具体的な理由や参考情報は公表されない見通しである。判断基準については、外形的に、当該会社および子会社の定款を見つつ、実際の事業活動をしているかを企業アンケート等で調査して決定されるが、業界、企業とよく協議して決められるものとなるであろう。安全保障上重要な国の基礎インフラと判断するにふさわしい一定の規模、重要施設を持っている企業などへの絞り込み、できる限り既存の法律の中で使われている基準を採用して判断するなどの対応が取られるものと考えられる。

今後、日本貿易会としては、引き続き政省令告示案のパブリックコメントへの対応、財務省と実務面における具体的な問題意識を共有すべく意見交換を実施する等検討して、適切な対応を取っていく所存である。

当会「提言・要望」 <https://www.jftc.or.jp/proposals/index.html>

